



報道提供日 令和8年6月30日(火)

## 未来へ想いをつなぐ寄附制度を、もっと身近に。 ～四條畷市と南都銀行が連携～

### 概要説明

#### 「自分が亡くなった後、四條畷市のために財産を寄附したい」

そのように希望される方が安心して相談できる環境を整え、市への寄附が円滑に実現される体制を構築するため、大阪府四條畷市は、令和8年6月30日(火)に株式会社南都銀行と、「遺贈による寄附制度」に関する協定及び遺言代用信託を活用した寄附制度に関する協定を締結しました。

#### <協定内容>

- ・市に対して遺贈寄附の申出や相談があった場合、本協定に基づき、協定締結先の相談窓口を紹介します。これにより、遺贈寄附を希望される方の疑問や不安を解消し、その意思が実現できるよう支援します。
- ・遺言代用信託は、遺言書の作成によらず寄附先に相続財産の一部を寄附する商品で、本協定の締結により、四條畷市を寄附先として指定できるようになります。  
※金融機関所定の手数料・報酬等が発生します。

#### ●遺贈寄附とは…

遺言書など一定の条件を満たす方法で生前に本人の意思を示し、亡くなった後に、遺産の一部・全部を寄附する仕組み。南都銀行は、遺言信託を活用し、遺言書を作成する段階から遺言の執行までの支援が可能な商品を取り扱っています。

#### ●遺言代用信託とは…

遺言書を作成することなく、生前に本人が金銭を信託銀行等に信託することで寄附ができる仕組み。

#### ●遺言信託と遺言代用信託の違いは…

「遺言信託」は、遺言書を作成し、その内容に基づいて遺贈寄附を実現するものです。一方、「遺言代用信託」は、遺言書を作成することなく、金銭を信託銀行等に信託することで寄附ができる仕組みです。なお、南都銀行の遺言代用信託は100万円以上300万円以下の利用条件があります。

#### <専門相談窓口>

- ・南都銀行 信託コンサルティング室 (奈良県奈良市大宮町四丁目 297 番地の 2)

#### 問い合わせ

電話 072-877-2121 (代)  
秘書政策課 担当：板谷<sup>いたたに</sup> (内線 315)